

統合幕僚学校の表彰等に関する達を次のように定める。

平成22年7月1日

統合幕僚学校長 陸将 渡邊 隆

統合幕僚学校の表彰等に関する達

改正	平成23年	3月28日	統合幕僚学校達第10号
	平成24年	7月24日	統合幕僚学校達第14号
	平成28年	8月4日	統合幕僚学校達第5号
	令和元年	6月20日	統合幕僚学校達第7号
	令和3年	3月3日	統合幕僚学校達第1号
	令和3年	7月15日	統合幕僚学校達第2号
	令和5年	6月19日	統合幕僚学校達第6号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	賞詞及び学校長褒賞（第3条―第9条）
第3章	感謝状（第10条―第13条）
第4章	雑則（第14条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「学校」という。）において、表彰等の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 企画室、総務課、教育課及び国際平和協力センターをいう。
- (2) 課長等 課等の長をいう。

第2章 賞詞及び学校長褒賞

(授与基準)

第3条 原則として、1年以上勤務した者とし、職務遂行、業務改善の授与基準は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第3級賞詞

困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に特に著しい功績があった者

(2) 第4級賞詞

困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に著しい功績があった者

(3) 第5級賞詞

困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に功績があった者

2 車両無事故操縦に関する賞詞については、平素の勤務成績が良好であって、当該車両操縦手が属する陸・海・空自衛隊の関係規則等に定める基準に達した者とする。

3 学校長褒賞については、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等に功績があった者で統合幕僚学校長（以下「校長」という。）が特に認めた者とする。なお、勤務記録表等に記載するものとする。

(表彰審議委員会)

第4条 学校に表彰審議委員会を（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第5条 委員会の任務は、学校の課等の級別配分数、時期別配分数及び課長等の表彰上申案について審議し、校長の諮問に答申するものとする。

(委員の構成)

第6条 委員会は、委員長、委員及び幹事をもって充てる。

2 委員長は、副校長をもって充てる。

3 委員は、課長等をもって充てる。

4 幹事は総務課総務班長をもって充て、表彰事務を担当させる。

(表彰上申枠配分基準数)

第7条 別に定める賞詞授与率（基準）に基づき、当該年度当初（4月1日）の課等の現員に見合う課等の表彰上申枠配分基準数を年度当初に示す。

(表彰時期)

第8条 原則、年2回とし、時期は年度当初に示す。

(表彰上申手続)

第9条 課長等は、表彰上申を行う場合、表彰上申名簿（別記様式第1）及び表彰案文（別記様式第2）を作成し、表彰日の3週間前までに校長（総務課長気付）に上申するものとする。

第3章 感謝状

(贈与基準)

第10条 5年以上（当該年度に複数回講義を実施した場合でも、年数は1年とする。）講義を担当した部外講師で、かつ、特に功績のあった者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 過去に校長から感謝状を贈与された者
 - (2) 現職公務員（大学教授及び准教授は除く。）
 - (3) 元公務員で現職公務員時の講義年数の除いた期間が5年未満の者
- 2 前項に掲げる者のほか、校長が功績を特に認めた者とする。

(行事の基準)

第11条 原則として、次の各号に定める行事を実施する。

- (1) 感謝状贈呈式
- (2) 記念撮影
- (3) 会食

(贈与時期)

第12条 原則として、部外講師が学校において講義を行う日に実施する。

(上申手続)

第13条 課長等は、感謝状贈与の上申を行う場合、感謝状贈与候補者名簿（別記様式第3）により、年度分を取りまとめ、当該年度の4月20日までに校長（総務課長気付）に上申するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第14条 この達に定めのない事項は、校長が別に示すものとする。

附 則

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から試行する。

附 則

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この達は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

1 この達は、令和5年6月19日から施行する。

2 第13条中「当該年度の4月20日までに」は、令和5年度に限り、「当該年度の6月30日までに」と読み替えて適用する。

別記様式第1（第9条関係）

表彰上申名簿

表彰区分 (態 様)	所属・配置 (年月日)	階級 (職務の級) (年月日)	ふりがな 氏 名 (生年月日)
功績の概要			
部内外に与えた 影響			
参考事項			
所属長等	所 見		
	(官 職) (氏 名)		印
表彰審議 委員長	所 見		
	表彰審議委員会委員長 (官 職) (氏 名)		印

別記様式第2（第9条関係）

第〇級賞詞〇第
号

賞 詞

右は
年
月〇〇〇〇として着任以来・

統合幕僚学校〇〇課
〇等〇佐
〇
〇
〇

年
月
日
統合幕僚学校長
〇
〇
〇

別記様式第3（第13条関係）

感謝状贈与候補者（又は団体）選考名簿

推薦 序列	住所・氏名 （団体名及び 代表者名）	功績の大要	部内外 に与え た影響	候補者の履歴 （団体の業績 の概要）	推薦所属 長の意見

- 注：1 用紙は、A4版とする。
2 提出部数は、1部とする。
3 感謝状案文（100字以内）を1部添付する。